

入所費用負担金について

● 施設介護サービス費の患者負担金（Ⅱ型介護医療院サービス（Ⅱ型））

利用費	提供するサービス費用(居住費・食費は除く)の内、1割を負担して頂きます。尚、下記の金額にはリハビリや特別な食事、緊急対応等の加算や処遇改善加算は含まれていません（負担割合が2割・3割の場合はそれに準じます。）※高額介護費の払い戻しあり																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4床室 ・ 2床室</th> <th>個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>22,890円/30日</td> <td>19,590円/30日</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>25,770円/30日</td> <td>22,440円/30日</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>31,950円/30日</td> <td>28,620円/30日</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>34,620円/30日</td> <td>31,290円/30日</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>36,990円/30日</td> <td>33,660円/30日</td> </tr> </tbody> </table>		4床室 ・ 2床室	個室	要介護1	22,890円/30日	19,590円/30日	要介護2	25,770円/30日	22,440円/30日	要介護3	31,950円/30日	28,620円/30日	要介護4	34,620円/30日	31,290円/30日	要介護5	36,990円/30日	33,660円/30日
		4床室 ・ 2床室	個室																	
	要介護1	22,890円/30日	19,590円/30日																	
	要介護2	25,770円/30日	22,440円/30日																	
	要介護3	31,950円/30日	28,620円/30日																	
	要介護4	34,620円/30日	31,290円/30日																	
要介護5	36,990円/30日	33,660円/30日																		

● 住費(滞在費用)個室を利用される場合は、別途(2,000円/日特別室2,500円/日)がかかります

	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
4床・2床	377円/日	0円/日	370円/日	370円/日	377円/日
個室	1,668円/日	490円/日	490円/日	1,310円/日	1,668円/日

● 食費（食材料+調理費）

基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1,445円/日	300円/日	390円/日	650/日	1,360円/日	1,445円/日

● 高額介護サービス費の支給要件

施設介護サービス費の1割(平成30年8月以降、高所得者は2割負担、現役並世帯は3割負担)と居住費・食費をお支払いいただきますが、施設介護サービス費が月額44,400円を超える場合、高額介護サービス費の払い戻しを受けることができます。また、同一世帯での上限額ですので、複数の方が介護保険サービスを受けられた場合も上限額は44,400円(現役並所得者以外の場合は年間446,400円の上限額設定)です。支給要件は世帯の課税状況によっても上限額が変わりますので、詳しくは市町村の窓口にてお尋ねください。

	低所得者以外 年間446400円	第1段階世帯 第2段階世帯	第3段階世帯	高所得者 平成27年8月～
介護サービス費	44,400円/月	15,000円/月	24,600円/月	44,400円/月

● 医療保険からの請求

CT検査、酸素使用時の一部負担金等

入所費用(モデル)

要介護5の方が、30日間4床室を利用された場合を例にしています。

下記の計算の介護保険一部負担金額には、リハビリや重度医療等の加算は含まれていません。また医療保険からの請求が発生する場合や、施設で洗濯を希望される場合の金額は含まれていません。

一月の費用の内訳は、介護保険一部負担金+居住費+食費です。

高額介護サービス費の請求は、約2か月後にお住まいの介護保険組合(もしくは市町村)から手続きの案内が届きます。一度手続きされると、その後は自動的に還付される仕組みです。

● 介護負担割合が2割の方(年金やその他の所得を合わせ年間280万以上の収入がある場合)

一月の費用 128,640円 (73,980円+11,310円+43,350円)
※高額介護サービス費として29,580円が還付
実質費用額 99,060円 (128,640円-29,580円)

● 介護負担割合が1割で、課税対象の方

一月の費用 91,650円 (36,990円+11,310円+43,350円)

● 介護負担割合が1割で、負担額減額対象者区分が第3段階①(市町村民税世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下、預貯金が単身550万円以下)の方

一月の費用 67,590円 (36,990円+11,100円+19,500円)
※高額介護費として12,390円が還付
実質費用額 55,200円 (67,590円-12,390円)

● 介護負担割合が1割で、負担額減額対象者区分が第2段階(市町村民税世帯非課税で課税年金と合計所得金額の合計が80万円以下、預貯金が単身650万円以下)の方

一月の費用 59,790円 (36,990円+11,100円+11,700円)
※高額介護費として21,990円が還付
実質費用額 37,800円 (59,790円-21,990円)